

伊那市駅前駐車場・中央駐車場・竜東駐車場・山寺駐車場 ・再開発ビル駐車場・通り町駐車場 指定管理者 募集要項

伊那市では、伊那市駅前駐車場・中央駐車場・竜東駐車場・山寺駐車場・再開発ビル駐車場・通り町駐車場(以下、「本施設」といいます。)の管理運営について、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的に指定管理者制度を導入しています。

今般、本施設の指定管理期間が令和9年3月31日をもって満了することから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び伊那市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年条例第21号。以下「手続条例」という。）の規定に基づき、指定管理者の選定に当たり広く事業者を募集します。

1 募集の概要

(1) 指定期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間

※ 指定管理制度ガイドラインに基づき、公募で前回の団体が指定管理者となった場合、伊那市と協議により指定期間を最大で令和14年3月31日まで（5年間）とすることができます。

※ 指定管理者が伊那市の指示に従わないとき、又は当該指定管理者による管理運営を継続することが適当でないと認めるときは、伊那市は、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

(2) 選定の手順

募集要項等の公表	令和8年7月22日(水)
募集要項等に関する質問の受付	令和8年7月27日(月) ～令和8年8月10日(月)
募集要項等に関する質問の回答	令和8年8月20日(木) (予定)
指定申請書（提出書類）の提出期間	令和8年9月3日(木) ～令和8年9月9日(水)
選定評価委員会（所管課）による選定（書類審査。必要に応じてヒアリングを実施）	令和8年9月24日
指定管理者選定委員会（職員）による選定	令和8年10月上旬(予定)
指定管理者選定審議会（外部有識者）による選定	令和8年10月下旬(予定)
指定議案の提出(令和8年12月伊那市議会定例会)	令和8年12月
指定管理者の指定・協定の締結	令和9年1月

2 管理対象施設の概要

(1) 施設の概要

駐車場名	伊那市駅前駐車場	中央駐車場	竜東駐車場
所在地	荒井3469番地6	荒井3418番地1	中央4501番地1
形式	平面自走式		
供用台数	21台	85台	33台
供用時間等	終日		1年間の許可更新
区分	時間		定期
出入庫管理	自動管制装置		なし（区画割当）
非常通報装置	インターフォン		なし
面積	673㎡	2,349㎡	900㎡

駐車場名	山寺駐車場	再開発ビル駐車場	通り町駐車場
所在地	山寺3171番地1	荒井3500番地1	荒井3384番地
形式	平面自走式	立体自走式	平面自走式
供用台数	82台 内、定期駐車29台	245台 内、定期駐車16台	33台 内、中大型車1台
供用時間等	時間駐車：終日 定期駐車：1年間の許可更新		終日
区分	時間・定期の併設		時間
出入庫管理	自動管制装置		
非常通報装置	インターフォン		
面積	2,543㎡	6,993㎡	1,294㎡

(2) 施設の運営状況

ア 利用料金等

駐車場名	伊那市駅前駐車場	中央駐車場	竜東駐車場
時間駐車	最初の1時間無料 1時間までごとに100円		なし
定期駐車	なし		月額4,000円
回数券	100円券 50枚：4,000円 11枚：1,000円		なし
割引券	1枚100円		なし

駐車場名	山寺駐車場	再開発ビル駐車場	通り町駐車場
------	-------	----------	--------

時間駐車	最初の1時間無料、1時間までごとに100円 通り町駐車場の中・大型自動車は、最初の1時間無料、1時間までごとに400円		
定期駐車	月額5,000円	月額10,000円	なし
回数券	100円券 50枚：4,000円 11枚：1,000円		
割引券	1枚100円		

※消費税及び地方諸費税は含む

※利用料金の減免・収納方法等については業務仕様書に記載

イ 利用状況（利用者数、件数、稼働率など）

運 営 に 係 る 事 項					
	区 分		令和5年度	令和6年度	令和7年度
	利用台数（台）		532,989	546,659	539,392
	内 訳	伊那市駅前駐車場	66,644	64,421	69,616
		中央駐車場	117,415	128,149	126,810
		竜東駐車場	—	—	—
		山寺駐車場	45,793	50,531	49,617
		再開発ビル駐車場	239,757	239,356	231,481
		通り町駐車場	63,380	64,202	61,868

ウ 収入及び支出の状況

※実績どおりに予算の確保を確約するものではありません。

区分	項 目		令和5年度	令和6年度	令和7年度
収入	1 使用料	駐車場利用料	37,744,950	42,318,400	42,088,150
		駐車場目的外使用料	918,000	796,000	923,000
	計		38,662,950	43,114,400	43,011,150
支出	1 人件費	賃金	7,693,770	6,979,403	8,779,497
		福利厚生、被服費	1,716,654	1,765,344	1,822,944
	2 事務費	租税公課	1,261,675	1,016,106	1,166,432
		通信運搬費	195,733	222,316	218,339
		燃料代	10,992		
	3 事業費	社員研修費	0	0	0
	4 管理費	委託料	5,643,380	5,775,380	6,036,740
		施設監理損害賠償保険費	66,100	66,100	64,240
		消耗品費（駐車券等）	3,866,348	4,368,165	34,820

		水熱光費	2,517,311	2,698,103	2,602,443
		修繕費	553,746	627,832	333,520
		場内環境整備費	1,557,025	92,885	884,215
		負担金	824,592	1,041,204	901,740
	5 納付金	伊那市納付金	10,200,000	15,000,000	16,500,000
	計		36,107,326	39,652,838	39,344,930
損益			2,555,624	3,461,562	3,666,220

エ 電力・水道使用量

(ア) 低圧電気(kwh)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
5年度	6,422	5,380	5,151	5,369	5,375	5,296	5,388	6,387	10,324	14,276	14,070	12,511
6年度	7,670	5,255	5,057	5,120	5,320	5,217	5,216	5,804	8,981	13,001	13,242	10,666
7年度	7,118	5,527	5,081	5,181	5,358	5,114	5,335	6,279	8,656	13,707	11,959	9,042

(イ) 水道(m³)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
5年度	36	0	38	0	47	0	33	0	44	0	31	0
6年度	37	0	39	1	42	0	45	0	35	0	38	0
7年度	40	0	45	0	44	0	41	0	40	0	35	0

オ 施設維持管理業務の委託・リース状況

	契約名称	7年度 支出額	指定管理者への 契約継承の可否	
			可	否
委託して いる業務	a 再開発ビル駐車場管理	2,362,116	○	
	b 再開発ビル公衆トイレ管理	687,024	○	
	c 障害対応業務	1,887,600	○	
	d 山寺駐車場業務	1,100,000	○	

3 特記事項

なし

4 設置目的と指定管理者に求める役割

(1) 設置目的

施設管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上、経費の節減、持続可能な駐車場運営を図ることを目的として、本施設の指定管理者を募集します。

(2) 指定管理者に求める役割

指定管理者は、各駐車場の運営・維持管理を適切に行い、利用者の利便性向上、安全確保、効率的な運営改善などを通じて、駐車場の安定的かつ効果的な運営を担う。

5 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は次のとおりです。詳細は別紙仕様書によります。

業務の一部を委託することは可能です。業務を一部委託する場合には事業計画書に明示してください。なお、業務の全部または主要部分を第三者に委託することはできません。

(1) 指定管理業務

- ア 施設運営業務
- イ 施設維持管理業務
- ウ 経営管理業務
- エ その他本施設の管理運営に必要な業務

(2) 自主事業として行うことができる事業（以下「自主事業」）

指定管理者は本施設の管理業務の遂行を妨げない範囲において、事前に市と協議の上、自己の責任及び費用負担により施設を活用して自主事業を実施することができます。「公の施設事業計画書（以下「事業計画書」）」により提案してください。魅力のある自主事業は施設の利用促進にもつながることから積極的な提案を期待します。

※自主事業を実施する場合には、指定管理者の費用負担によって必要な保険に加入してください。（８(2)イ参照）

※提案された自主事業の可否については、市と協定を締結する際に、改めて協議することとします。なお、提案された自主事業が認められない場合に申請自体を辞退するおそれがある場合は、必ずその旨を事業計画書に明示してください。

6 管理運営の経費等

指定管理料の支払い	なし
使用料又は利用料金の収入先	指定管理者（利用料金制度）
利益還元金や施設貸付料等、市への支払い	あり

「民間の能力を活用して、住民サービスの向上と経費の節減等を図る」という指定管理者制度の趣旨を踏まえ、管理運営経費及び収入を適正に積算し、年度ごとの収支見込みを「公の施設収支予算書（以下「収支予算書」）」により提案してください。

指定管理業務に係る経費（以下「管理運営経費」）は６(1)の各項目とし、見込まれる収入は６(2)のとおりです。

また、本施設は管理運営経費を上回る収入が見込まれるため、６(3)のとおり市へ

の利益還元を求めます。

(1) 指定管理業務に係る経費

- ・ 人件費
- ・ 管理費（保守管理費、消耗品費、修繕費、光熱水費、保険料 等）
- ・ 業務運営費
- ・ 消費税及び地方消費税

※当該施設の管理運営に関して、人事、給与、福利厚生、会計管理、電算管理等の業務を法人本部で一括処理する場合は、これらの総務的経費のうち、当該施設の指定管理業務から発生する費用についても収支予算書に記載してください。

※管理基準や労働条件等については現行法制に基づき積算してください。

(2) 指定管理者の収入として見込まれるもの

ア 利用料金収入

本施設では利用料金制度を導入することとし、指定管理者は利用者が支払う利用料金を自らの収入とすることができます。また、利用料金は、市が条例で規定する額の範囲内で、市長の承認を得て定めることができます。

なお、利用料金の請求にあたってはインボイス（適格請求書）の交付が必要です。インボイス発行事業者の登録など、インボイス制度に沿って対応してください。

イ 自主事業による収入

管理運営の基準に示す条件のもと、指定管理者は自主事業を積極的に行うことにより収入を得ることができます。

自主事業の実施に係る全ての経費（保険料を含む）は指定管理者が負担するものとし、当該事業から得られる収入を充てることとします。指定管理業務に係る収支と明確に区分して会計処理を行ってください。

なお、講座等の主催者は利用料金を指定管理者に支払うとともに、利用料金以外の行政財産の使用料が必要な場合には、所定の手続後、所定の使用料を市に支払います。指定管者が主催者として自主事業を実施する場合には一施設利用者として利用料金等を納入し、施設管理者としての立場と明確に区別してください。

(3) 市への納付を求めるもの

本施設は、管理運営経費を上回る利用料金収入が見込まれることから、当該利益の一部について市への還元を求めます。

利益還元金の計算方法及び金額想定については、年度ごとの売り上げ目標を検討の上、収支予算書により提案してください。

実際の充当金の計算方法や納付方法については、指定管理者の提案に基づき、市と指定管理者が協議の上決定し、年度ごとに締結する年度協定書において定めるものとします。

(4) 会計年度

本施設の管理運営に係る会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。

(5) 区分会計の独立と管理口座

指定管理者は、自身の団体等と独立した会計帳簿及び経理規程を設けるとともに、収入及び支出について、団体独自の口座とは別の口座で管理することとします。

ただし、同一の口座であっても、本施設の管理運営に係る収入及び支出を明確に区別できる場合はこの限りではありません。

7 管理運営状況に関するモニタリング

指定管理者により施設が適正に管理されているかどうかを確認するため、市は定期的及び随時検査し報告を求めます。運営が適正でないと認められる場合は、伊那市は指定管理者に対して指導を行い、指定管理者はこれに従わなくてはなりません。

8 責任区分

(1) リスク分担表

管理業務を行うにあたって想定されるリスクについての基本的な考え方は、次の「リスク分担表」のとおりとします。

リスクの種類	リスクの内容			分 担 (○：負担者または実施者)	
				市	指定管理者
管理施設・設備の改修等 毎年、伊那市の上限負担額を設定する。	市が必要と認める管理施設の改造、増築及び移設			○	
	指定管理者の故意又は過失による修繕				○
	施設自体の設計・構造上の瑕疵が原因による修繕			○	
	経年劣化・第三者の損害による修繕	年間の見積額	6 0 万円以上	○	
			6 0 万円未満		○
	不可抗力による修繕			○	
上記以外の改修等			協議事項		
物価変動	人件費、物品費等の物価変動に伴う経費の増	急激で収支計画に大きな影響を与えるもの		協議事項	
		それ以外のもの			○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増				○
周辺地域・住民への対応	地域との協調				○
	施設管理、運営業務内容に対する住民からの反対、訴訟、要望への対応				○
	上記以外のもの			協議事項	
法令変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更			○	

税制変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	協議事項	
市に対する 損害賠償	指定管理者に帰責事由があるもの		○
	上記以外のもの	○	
第三者に対する 損害賠償	指定管理者に帰責事由があるもの		○
	上記以外のもの	○	
指定管理業務 の中断・中止 (営業補償)	指定管理者に帰責事由があるもの		○
	不可抗力による履行不能	○	
	上記以外のもの	○	
管理運営内容 の変更	市の施策による期間中の変更	○	
	指定管理者の発案による期間中の変更		○
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生等		○
事業終了時の 費用	指定管理業務の期間が終了した場合における指定管理者の撤収費用		○
	指名の取消又は業務停止等による経費		○

(2) 賠償責任と保険

ア 賠償責任

- (ア) 指定管理者は、その責めに帰すべき事由により伊那市や利用者又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害について賠償責任を負うものとします。
- (イ) 伊那市は指定管理者に対して、市の責めに帰すべき事由により損害を与えたときは、その損害について賠償責任を負うものとします。
- (ウ) 伊那市は、指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について利用者又は第三者に対して賠償した場合、指定管理者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとします。

イ 保険

市が付保している保険は、次のとおりです。

- ・全国市有物件災害共済会 建物総合損害共済
- ・全国市長会 市民総合賠償補償保険

保険金額（支払限度額） 身体賠償 1名につき2億円、1事故につき20億円
財物賠償 1事故につき2,000万円

※市民総合賠償補償保険については指定管理者が管理運営する場合も対象となりますが、指定管理者が実施する自主事業については市の業務ではないため保険対象となりません。自主事業を実施する場合には、指定管理者の費用負担によって必要な保険に加入してください。

8(1) リスク分担表に基づき指定管理者が負担するリスクに対応するための保険が必要な場合には、提案書において付保する保険の内容、保険金額等を提案

してください。なお、市に責任が及んだときも含めた賠償責任保険を付保してください。

(3) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難になった場合、伊那市は指定の取消をすることができるものとします。なお、指定を取り消される指定管理者は次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。指定を取り消される指定管理者が次期指定管理者に対する引継を適切に行わないことにより、伊那市に負担が生じる場合には、その負担分は取消を受ける指定管理者に対して求償するものとします。

イ 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

不可抗力等、伊那市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、事業の継続が困難となった場合は、事業継続の可否について両方で協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合には、それぞれ書面で通知することにより協定を解除できるものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の指定管理業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

9 備品の帰属

(1) 市に帰属する備品

市が購入し貸与した備品等は、市に帰属します。

指定管理者は、協定期間中貸与備品等を常に良好な状態に保つものとします。指定管理者の責に帰すべき事由により貸与備品等を毀損し、又は滅失したときは、指定管理者が弁償することとなります。

(2) 指定管理者に帰属する備品

指定管理者が自己の必要性に基づき、自らの負担により購入又は調達をした備品等は、指定管理者に帰属します。ただし、利用料金収入のみで運営する施設については、伊那市と指定管理者で協議の上、利用料金収入により調達することができます。

指定管理期間終了時には、原則として指定管理者自らの責任と費用で撤去又は撤収することとします。ただし、伊那市と指定管理者との協議において合意した場合、指定管理者は、伊那市又は伊那市が指定する者に対し、引き継ぐことができます。

10 申請の資格

(1) 法人又は団体であること。

(2) 伊那市内に営業所又は事業所等を有すること。ただし、指定期間の始期の日までに、伊那市内に事業所等を設置する場合を含む。

(3) 消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)に対応すること。

消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)において、指定管理者もインボ

イスの発行事業者の登録を受け、発行したインボイスの保存等の事務に適正な対応をすること。

インボイス制度の詳細は、国税庁ホームページの「インボイス制度」を確認すること。

(4) 法人又は団体、及びそれらの代表者が次のいずれかに該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 公示日現在、伊那市発注工事等の入札参加者に係る指名停止規程（平成18年訓令第49号）の規定に基づく指名停止期間中の者

エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定管理者の指定の取消しを受けたことがある者

オ 伊那市における指定管理者の指定手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 申請の時点において、国税、都道府県税、市税及びその他伊那市に納付すべき使用料及び手数料等について滞納、未納している者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号の規定に該当する者

ク 伊那市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者

ケ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者（市長、議員及び地方公共団体の委員の法人の取締役等の就任の禁止）

コ 会社更生法（昭和27年法律第225号）に基づき、会社更生手続き開始の申し立てがなされている者

サ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、民事再生手続き開始の申し立てがなされている者

(5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者・団体ではないこと。

(6) 指定期間中、本施設の管理運営を円滑かつ安定して実施できる団体等であること。

(7) 複数の団体等による申込

本施設の管理運営を効率的かつ効果的に行うために必要な場合には、複数の団体等（以下「グループ」という。）が共同して申込みことができます。この場合において、次に掲げる事項に留意するものとします。

ア グループの構成団体を特定し、グループの名称及びグループ内で代表となる団体等を書面で定めること。

イ 単独で申込みをした団体等は、グループの構成団体として申込みをすることができないこと。

ウ 一の団体等は、複数のグループにおいて、同時に構成団体になることができないこと。

11 申請方法

本施設の指定管理者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次により指定申請書その他必要な書類を提出してください。

(1) 受付期間

令和8年9月3日（木）から令和8年9月9日（水）までの午前9時から午後5時までとします。ただし、土・日曜日、祝祭日は除きます。

(2) 申請書類の配布場所及び提出先

伊那市役所 建設部 都市整備課 計画係

〒396-8617 伊那市下新田3050番地

※ この募集要項及び指定申請書等の様式は、伊那市のホームページからダウンロードすることができます。

(3) 提出方法

直接持参又は郵送（一般書留、簡易書留、配達記録郵便のいずれか）するものとします。ただし、郵送による場合は締切日必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しません。FAXによる提出は受け付けません。

(4) 提出書類

ア 公の施設の指定管理者の指定申請書（様式第1号）

イ 公の施設事業計画書（様式第2号）

ウ 公の施設収支予算書（指定期間内の年度ごと）（様式第3号）

エ 法人等の概要（別紙1）

オ 法人等の役員名簿

カ 宣誓書及び同意書（別紙2）

申請資格を満たしていること等に関する宣誓書と、伊那市職員が法人及び法人等の代表者の伊那市税等の関係公簿を閲覧することについての同意書です。伊那市税等の閲覧期間は、指定管理者に指定された場合には指定管理期間満了までを対象とします。

キ 労働条件調査表（別紙3）

申請団体に労働関係法令が適用される場合に提出してください。

ク 法人等の、指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書

ケ 法人等の、指定申請書を提出する日の属する事業年度の前年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書又は損益計算書

コ(★) 法人にあっては定款又は寄附行為の写し及び履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書、その他の団体にあっては規約その他これに類する書類及び代表者の身分証明書

サ(★) 印鑑証明書

シ(★) 納税証明書

(ア) 税務署が発行する「納税証明書その3の3」（法人）

(イ) 税務署が発行する「納税証明書その3の2」（法人以外の団体の代表者）

- (ウ) 各都道府県が発行する「都道府県税に未納がないことの証明書」
- ス 当要項「12 指定管理者の候補者の選定 (2)選定における評価項目の基準」の各項目に対する提案書
- セ 「提出書類 ウ 公の施設収支予算書」の経費内訳 (概算根拠)
- ソ その他市長が必要と認める書類
- タ 委任状 (別紙 4)
- チ 法人市民税申告書の写し
- ツ 共同体構成届出書 (別紙 5)
- テ 事業所設置計画書

- ※ 1 申請者において様式第 1 号から様式第 3 号の要件を満たす書類を作成した場合は、これをもって当該様式に代えることができます。
- ※ 2 証明書類は、証明年月日が申請書提出時の 3 か月以内のもので、それぞれ発行官公署において定めた様式によるものを使用してください。
- ※ 3 (★)の付いた書類は、申請を行う年度において伊那市入札参加資格を有している場合は添付不要です。
- ※ 4 共同体の場合、エ～シは構成団体全てについて書類を提出してください。

(5) 提出部数

正本 1 部

(6) 質疑及び回答

ア 質疑の方法

質疑の要旨を任意の文書に簡潔にまとめ、メールで送信してください。

イ 受付期間

令和 8 年 7 月 2 7 日 (月) から令和 8 年 8 月 1 0 日 (月) までの午前 9 時から午後 5 時までとします。ただし、土・日曜日、祝祭日は除きます。

ウ 受付場所

伊那市役所 建設部 都市整備課 計画係

Tel:0265-78-4111 内線2522 Mail:tos@inacity.jp

エ 回 答

回答は、令和 8 年 8 月 2 0 日 (木) までにメールで回答/伊那市公式HPで公表することとします。なお、質疑内容が申請者独自の提案に関わると伊那市において判断されるものについては当該申請者のみに回答し、それ以外については申請者全員に回答します。

(7) 留意事項

ア 提出書類のほかに、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

イ 提出書類は、返却しません。

ウ 受付期間経過後は、申請した全ての団体名を公表します。また、指定管理者の候補団体として選定された団体の提出書類 (団体の信用情報等は除く) について

は、伊那市情報公開条例に基づき、公開することがあります。公開する場合、その他伊那市が必要と認めるときは、伊那市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

エ 受付期間終了後の提出書類の差替え等は、原則として認めません。

オ 選定審議員、選定委員、本件業務に従事する伊那市職員及び本件関係者に対し、本件申請についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。

カ 提出書類に虚偽の記載があった場合には、失格とします。

キ 申請受付後に辞退する場合には、辞退届（様式自由）を提出することとします。

ク 伊那市が提示する設計図書等の著作権は、伊那市及び作成者に帰属し、申請者の提出書類の著作権は、それぞれ申請者に帰属します。

ケ 申請に係る費用は、申請者が負担するものとします。

12 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定方法

選定審議会が、申請資格を有する申請者のうちから、本施設の管理を行うに相当と認められる団体を選定基準に照らし審議し、その結果に基づき、市長が総合的に判断したうえで、指定管理者の候補者を選定します。

(2) 選定における評価項目の基準

評価項目	主な着眼点	配点
管理運営の経営方針	・施設設置の目的が達成できるか ・利用者の平等な利用の確保が図られること ・施設における収益の確保が図られるか ・事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであるか	20
収支予算書	・管理に係る経費の縮減が図られること ・管理に係る経費が適正に計算されていること	20

職員の配置 (連絡体制の分かる組織図を含む)	・事業計画書に沿って当該施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあるか ・質の高いサービス提供のための円滑な運営に必要な職員の配置であるか ・労働関係法令を遵守しているか、雇用・労働条件・賃金水準等が適正であるか ・維持管理及び保守点検内容が適切であるか ・経営分析について、専門的知見を有する者の助言又は協力を得られる体制がとれる見込みがあるか。 ・事業所を伊那市内に有し、迅速な対応がとれる態勢であるか	20
職員の研修計画	・目的に沿った管理運営のための職員の研修計画内容であること	10
経理の方法	・経理等、確実な事務処理ができること	10
施設の運営	・年間の自主事業計画は適切であるか ・サービスを向上するための取組は適切であるか ・利用者等の要望の把握及び対応計画は適切であるか ・施設の利用（貸出）に関する具体的な計画は適切であるか ・市民の声が反映される管理が行われること ・利用者からの産業振興行政関連の相談への適切な対応及び助言が行われること ・地元や関係団体等との友好関係構築を図れること	20
個人情報の保護	・個人情報保護への理解と適切な対応ができること	10

緊急対策	・ 防犯及び防災の対応ができること ・ その他緊急時の対応ができること (緊急時における連絡手段の確保等) ・ 軽微な修理に対応できること	10
団体理念	・ 団体の経営方針は適当であるか ・ 管理運営を希望する理由は適当であるか	10

(3) 審査方法等

ア 選定に伴う提出書類及び申請をした団体等の審査は、書類審査によるものとします。

イ 提出書類の内容を審査し、必要な場合は面接審査を実施します。この場合、該当者には別途連絡するものとします。

(4) 選定結果

選定結果は、申請者全員に文書で通知します。

(5) 再度の選定

選定結果を通知した後に、選定した団体（以下「被選定者」という。）を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不適當と認められる事情が生じた場合には、既に申請を行っている他の団体等の中に指定管理者として適当な団体があれば、その団体を新被選定者にできるものとします。被選定者を指定管理者に選定することが不可能となり、又は著しく不適當と認められる事情とは、次のとおりとします。

ア 指定議案が議会で否決されたとき

イ 被選定者が倒産又は解散したとき

ウ 被選定者の提出書類の内容に虚偽があることが判明したとき

エ 申込資格がなくなったとき

(6) 協定書の締結

伊那市と指定管理者の被選定者とは、伊那市議会における当該指定管理者の指定に係る議案の議決後、正式に協定書を締結します。

なお、伊那市議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、応募者が本件に関して支出した費用等については、一切補償しません。

協定書は基本的事項を定めた包括協定と、当該年度の事業内容等を定めた年度協定によるものとし、案を別紙のとおりとします。協定書の内容について疑義が生じた場合又は協定に定めのない事項が生じた場合には、伊那市と指定管理者は、誠意をもって協議するものとします。

13 問い合わせ先

伊那市役所 建設部 都市整備課 計画係

担当：窪田、白井

〒396-8617 伊那市下新田3050番地

TEL:0265-78-4111（代表）、0265-96-8160（直通）、FAX:0265-78-8100

E-Mail: tos@inacity.jp

※ 指定管理者制度全般に関する問い合わせは、

伊那市役所 総務部 総務課 行政改革推進係（本庁舎4階）

担当：竹松

〒396-8617 伊那市下新田3050番地

TEL:0265-78-4111（内線2111）、FAX:0265-74-1250

E-Mail: gyo@inacity.jp